

特定毒物研究者・使用者の 各種申請・届出手続きについて

令和2年12月
東京都健康安全研究センター
広域監視部薬事監視指導課薬事審査担当

1

本日の内容

- 1 特定毒物とは
- 2 特定毒物研究者の申請・届出について
- 3 特定毒物使用者の申請・届出について

2

1 特定毒物とは

毒物及び劇物取締法により、毒物のうち特に作用の激しいもので、人に対する危害の可能性の高いものが「特定毒物」に指定されています。

3

法第2条（別表3）、政令第3条 それぞれ含有する製剤を含む。

- (1) オクタメチルピロホスホルアミド（シュラーダン）
- (2) 四アルキル鉛
- (3) ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
(パラチオン)
- (4) ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
(メチルジメトン)
- (5) ジメチルー（ジエチルアミド-1-クロロクロトニル）
-ホスフェイト（ホスファミドン）
- (6) ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
(メチルパラチオン)
- (7) テトラエチルピロホスフェイト（TEPP）
- (8) モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類
- (9) モノフルオール酢酸アミド
- (10) 燐化アルミニウムとその分解促進剤

4

2 特定毒物研究者の申請・届出について

5

特定毒物研究者とは

- ・ 学術研究のために特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者です。
- ・ 食品中の残留農薬の分析や環境分析など、分析研究用の標準品として特定毒物を使用する場合、特定毒物研究者の許可が必要です。
- ・ 研究者個人ごとの許可です。
→ 研究所等内で**研究者が交代**する場合は、**新たに許可申請**が必要となります。

6

申請及び届出の種類

- (1) 許可申請
- (2) 書換え交付申請
- (3) 再交付申請
- (4) 変更届
- (5) 廃止届
- (6) 特定毒物所有品目及び数量届書

7

(1) 許可申請について

- ① 許可申請書 (②以下を添付します。)
- ② 研究所の平面図
- ③ 保管庫の立体図
- ④ 資格証明書
薬剤師：薬剤師免許証の写し (本証持参)
応用化学修了者：卒業証書の写し (本証持参)、
卒業証明書、又は単位履修証明書
試験合格者：合格証書の写し (本証持参)
- ⑤ 診断書 (診断年月日から3ヶ月以内のもの)
- ⑥ 職歴書
- ⑦ 同意書
- ⑧ 誓約書

8

特定毒物研究者の資格要件

・大学において、薬学、医学、科学その他毒物及び劇物に関係ある学科を専攻修了した者で、職務上特定毒物の研究を必要とする者

・農業試験場、食品メーカー等において農業関係で使用される特定毒物の効力、有害性、残効性、使用方法等のみにつき研究を必要とする場合。

⇒農業用品目毒物劇物取扱責任者と同等以上の知識を有すること。

・水質汚濁防止法、下水道法、大気汚染防止法等の規定に基づく分析研究を実施するため標準品としてのみ特定毒物を使用する場合。

⇒一般毒物劇物取扱責任者と同等以上の知識を有すること。

9

毒物劇物取扱責任者について

毒物及び劇物取締法 第8条

次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

1 薬剤師

2 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

3 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

(平成13年2月7日 医薬化発第5号)(平成14年1月11日 医薬化発第0111001号)
(平成29年3月31日 事務連絡)

(1)大学等

学校教育法第52条に規定する大学(同法第69条の2に規定する短期大学及び同法第97条に規定する大学院を含む。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、応用化学に関する学課を修了した者。応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

10

オ 化学に関する授業科目の単位数が必須科目の単位数中28単位以上又は50%以上である学科
ここで、化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等

また、工業技術基礎、課題研究についても、化学に関する科目とみなされるが、この場合は応用科学に関する学課を修了したことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示されて証明してあるものに限る。 例「工業技術基礎(化学)」

(2)高等専門学校

学校教育法第70条の2に規定する高等専門学校工業化学課又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者

(3)専門課程を置く専修学校(専門学校)

学校教育法第82条の2に規定する専修学校のうち同法第82条の4第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

(4)高等学校

学校教育法(昭和22年法律第303号)第41条に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)第2条第3項に規定する実業高校を含む。)において、応用化学に関する学課を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

許可申請書の記載例

①出来るだけ捨印を押印してください。

捨
印

別記第6号様式(第4条の6関係)

特定毒物研究者許可申請書

申請者の欠格事項	(1) 法第19条第4項の規定により許可を取り消されたこと	なし
	(2) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、又は罰金以上の刑に処せられたこと	なし
主たる研究所の所在地及び名称	東京都新宿区百人町3-24-1 都庁食品株式会社検査センター	
特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目	パラチオン メチルパラチオン メチルジメトン	
備考		

②研究所の名称等まで記載してください。

③取り扱う特定毒物を全て記載してください。

上記により、特定毒物研究者の許可を申請します。

年 月 日

①申請年月日を記載してください。

②自宅の住所を記載してください。

住 所 東京都千代田区〇〇〇1-2-3

氏 名 東京 花子

印

③個人印を押印してください。

東京都知事殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりとかくこと。
- 3 申請者の欠格条項の(1)欄及び(2)欄には、当該事実がないときには「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を記載すること。
- 4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

診断書の記載例

診 断 書

氏 名		性 別	男	女
生年月日		年 令		
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1 精神障害 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし</p> <p>「明らかに該当なし」の欄に印がつけられない場合においては、 診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況 (できるだけ具体的に、詳細については別紙も可)</p> <p>2 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p>				
診断年月日	令和	年	月	日
医 師	病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称			
	所在地			
	TEL			
	氏 名			印

* 各項目について、該当する欄(□)にチェックマークを印す(○)にチェックを印す(×)は不可

精神機能の障害、麻薬・大麻・あへん又は覚せい剤の中毒者に該当するかどうかに関する医師の診断書

発行後3か月以内

記名押印を確認

< 毒物及び劇物取締法に基づく届出用 >

同意書の記載例

令和 年 月 日

東京都知事殿

① 同意書を記載した日付を記入してください。

研究所所在地 東京都新宿区百人町3-24-1

研究所名称 都庁食品株式会社検査センター

所長(代表者) センター長 東京 太郎 印

② 研究所の代表者の印鑑(研究所長印等)又は会社の代表者印を押してください。

同 意 書

下記の者が当該研究所において、特定毒物を使用し研究することに同意します。

記

③ 研究者の自宅住所を記載してください。

1 住 所 東京都千代田区〇〇〇1-2-3

2 氏 名 東京 花子

15

誓約書の記載例

誓 約 書

私は、毒物及び劇物取締法第6条の2の規定による特定毒物研究者の許可申請をしましたが、この特定毒物を分析研究のための標準品としてのみ使用し、それ以外の用途には使用しないことを誓約します。

令和 年 月 日

① 誓約書を記載した日付を記入してください。

研究所の所在地 東京都新宿区百人町3-24-1

研究所の名称 都庁食品株式会社検査センター

② 研究者の自宅住所を記載してください。

申請者の住所 東京都千代田区〇〇〇1-2-3

申請者の氏名 東京 花子 印

③ 個人印を押印してください。

東京 都 知 事 殿

16

(2) 書換え交付申請について

- ・ 許可証に記載されている内容に変更があった場合、許可証の書換え交付申請をすることができます。
- ・ 変更届により変更事項を届出した後（同時可）に申請します。
- ・ 許可証を添付します。
- ・ 許可証を紛失している場合は再交付申請も必要です。

17

書換え交付申請書の記載例

別記第12号様式(第11条の2関係)

登録票(許可証)書換え交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日	東研第〇〇〇〇〇号 令和〇〇年 〇月〇〇日		
製造所(営業所、 店舗、主たる研究所)	所在地	東京都新宿区百人町3-24-1	
	名称	都庁食品株式会社検査センター	
変更 内容	事項	変更前	変更後
	住所	東京都千代田区〇〇〇 1-2-3	東京都杉並区△△7-8-9
備考	令和2年12月1日		

①許可証のとおり
記載してください。

②実際に変更した日付を
記載してください。

変更があった箇所は変更後の内容を記載してください。

18

上記により、特定毒物研究者許可証の書換え交付を申請します。

①提出年月日を記載してください。

令和 年 月 日

住所 （法人にあつては、
主たる事務所の所在地） 東京都杉並区△△7-8-9

氏名 （法人にあつては、
代表者及び代表者の氏名） 東京 花子

東京都知事 殿

②個人印を押印してください。

電話番号：03（5937）1027
担当者名：東京 花子

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

19

(3) 再交付申請について

- ・ 許可証を失ったり、汚したり、破いたりした場合、許可証を再交付申請することができます。
- ・ 汚したり、破いた場合は許可証を添付します。
- ・ 再交付後、無くした許可証を発見した場合は発見した許可証を返納してください。

20

(4) 変更届について 法第10条第2項

以下の事項を変更したときは、**30日**以内に届出しなければなりません。

- ・ 氏名又は住所
- ・ 研究所名称
- ・ 研究所所在地
- ・ 毒劇物の貯蔵等の設備の重要部分
(平面図、保管庫の立体図等)
- ・ 取り扱う特定毒物を追加・削除する場合
- ・ 特定毒物を必要とする研究項目

21

変更届の記載例

別記第11号様式の(1)(第11条関係)



変 更 届

業 務 の 種 別	特定毒物研究者		
登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日	東研第〇〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
製造所(営業所、 店舗、主たる研究所)	所在地	東京都新宿区百人町3-24-1	
	名称	都庁食品株式会社検査センター	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	住 所	東京都千代田区〇〇〇 1-2-3	東京都杉並区△△7-8-9
変 更 年 月 日	令和2年12月1日		
備 考			

①許可証の通り記載してください。

②実際に変更した日を記載してください。

変更があった箇所は変更後の内容を記載してください。²²

上記により、変更の届出をします。

令和 年 月 日

①提出年月日を記載してください。

住所 〔法人にあつては、
主たる事務所の所在地〕 東京都杉並区△△7-8-9

氏名 〔法人にあつては、
名称及び代表者の氏名〕 東京 花子

東京都知事 殿

②個人印を押印してください。

電話番号：03（5937）1027

担当者名：東京 花子

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

23

(5) 廃止届について 法第10条第2項

- ・ 業務を廃止した後 **30日以内**に届出しな
なければなりません。
- ・ 許可証を添付します。
- ・ 所有する特定毒物の取扱（処理方法）
について記載します。

24

廃止届の記載例

別記第 11 号様式の (2) (第 11 条関係)

廃止届



業務の種類別	特定毒物研究者	
登録(許可)番号及び登録(許可)年月日	東研第〇〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
製造所(営業所、店舗、主たる研究所)	所在地	東京都新宿区百人町3-24-1
	名称	都庁食品株式会社検査センター
廃止年月日	令和2年12月1日	①許可証の通り記載してください。
廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法	パラチオン 10g 後任者(東研第〇〇〇〇〇号、都庁食品株式会社検査センター 東京次郎)に引き継ぎます。	
備考		

②実際に廃止した日付を記載してください。

25

上記により、廃止の届出をします。

令和 年 月 日 ——— ①提出年月日を記載してください。

住所 (法人にあつては、
置たる事務所の所在地) 東京都千代田区〇〇〇1-2-3

氏名 (法人にあつては、
を称及び代表者の氏名) 東京 花子



東京都知事 殿

②個人印を押印してください。

電話番号：03(5937)1027
担当者名：東京 花子

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種類欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

26

(6) 特定毒物所有品目及び数量届書について 法第21条

- ・ 許可が失効（廃止）した時に特定毒物を所有している場合は**15日以内**に届出が必要です。
- ・ この場合は、**50日以内**であれば、現に所有する特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者または特定毒物使用者に譲り渡すことができます。

27

特定毒物所有品目及び数量届書の記載例

別記第17号様式(第17条関係)

特定毒物所有品目及び数量届書

登録（許可）の失効等の年月日	令和2年12月1日
登録（許可）の失効等の事由	人事異動のため
特定毒物の品目及び数量	パラチオン 10g

①実際に廃止した日付を記載してください。

②在庫している特定毒物の品名と数量を記載してください。

28

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。

令和 年 月 日 **①提出年月日を記載してください。**

住 所 東京都千代田区〇〇〇 1-2-3

[法人にあつては、主たる
事務所の所在地]

氏 名 東京 花子

[法人にあつては、名称
及び代表者の氏名]

印

**②個人印を押印
してください。**

東 京 都 知 事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

29

3 特定毒物使用者の申請・届出について

30

特定毒物使用者とは

特定毒物を使用することができる者として政令で規定された者のうち、知事の指定を受けた者です。

特定毒物ごとにその使用者の他、用途、使用方法等が規定されています。

特定毒物の種類

- (1) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤
- (2) ジメチルエチルメルカプトチオホスフェイト
(メチルジメトン) を含有する製剤
- (3) モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- (4) 燐化アルミニウムとその分解促進剤を含有する製剤

31

申請及び届出の種類

- (1) 指定申請
- (2) 書換え交付申請
- (3) 再交付申請
- (4) 変更届
- (5) 毒物劇物取扱責任者変更届
- (6) 廃止届
- (7) 特定毒物所有品目及び数量届書

32

(1) 指定申請について 毒物及び劇物取締法施行細則

- ① 指定申請書（②以下を添付します。）
- ② 保管庫の配置図
- ③ 保管庫の立体図
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 資格証明書（資格の詳細はスライドNo.10,11参照）
薬剤師：薬剤師免許証の写し（本証持参）
応用化学修了者：卒業証書の写し（本証持参）、
卒業証明書、又は単位履修証明書
試験合格者：合格証書の写し（本証持参）
- ⑥ 診断書（診断年月日から3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 職歴書
- ⑧ 証書
- ⑨ 宣誓書

33

(2) 書換え交付申請について 施行細則

- ・ 指定書に記載されている内容に変更があった場合、指定書の書換え交付申請をすることができます。
- ・ 変更届により変更事項を届出した後（同時可）に申請します。
- ・ 指定書を添付します。

(3) 再交付申請について 施行細則

- ・ 指定書を失ったり、汚したり、破いたりしたときは再交付申請をすることができます。
- ・ 汚したり、破いたりした場合は指定書を添付します。

34

(4) 変更届について

以下の事項を変更したときは、届出をお願いします。

- 氏名又は住所
- 事務所の名称又は所在地
(新たな事務所の平面図、保管庫の立体図)
- 毒劇物の貯蔵等の設備の重要部分
(平面図、貯蔵所の立体図等)

35

(5) 毒物劇物取扱責任者変更届について

変更したときは、届出をお願いします。

- ① 毒物劇物取扱責任者変更届 (②以下を添付します。)
- ② 資格証明書 (資格の詳細はスライドNo.10,11参照)

薬剤師：薬剤師免許証の写し (本証持参)

応用化学修了者：卒業証書の写し (本証持参)、
卒業証明書、又は単位履修証明書

試験合格者：合格証書の写し (本証持参)

- ③ 診断書 (診断年月日から3ヶ月以内のもの)
- ④ 職歴書
- ⑤ 証書
- ⑥ 宣誓書

36

毒物劇物取扱責任者の記載例

できるだけ捨印を押してください。

別記第9号様式(第5条関係)

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別		特定毒物使用者	
登録番号及び登録年月日		指定番号 第 〇〇 号 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所在地	東京都新宿区百人町三丁目 24 番 1 号	
	名称	都庁薬品株式会社	
変更前の毒物劇 物取扱責任者	住所	東京都千代田区〇〇〇 1-2-3	
	氏名	東京 花子	
変更後の毒物劇 物取扱責任者	住所	東京都港区〇〇 4-5-6	
	氏名	東京 次郎	
	資格	法第8条第1項第3号 (一般)	
変 更 年 月 日	令和 2 年		
備 考			

捨
印

指定書のとおりに記載してください。

変更前取扱責任者自宅住所・氏名

変更後取扱責任者自宅住所・氏名

薬 剤 師：第1号
 応用化学修了者：第2号
 試験合格者：第3号
 (一般、農業用、特定品目の
 区別も記載)

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

令和 年 月 日

登記された『本社
の所在地、名称、
代表者氏名』を記
載してください。

住所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

東京都新宿

都庁薬品株式会社
代表取締役 東京 太郎

登記された代表者印を押印して
ください。捨印も同様です。



東京都知事 小池 百合子 殿

電話番号：03 (5937) 〇〇〇〇

担当者名：東京 次郎

連絡先と担当者名を
記載してください。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 業務の種類欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、
定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。た
タノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては法第4
条第1号、第2号及び第3号の別を併記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載
すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載するこ
と。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又
は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第
3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した
者である場合には、その旨を併記すること。

様式④

証 書

私どもは下記事項を条件として使用関係にあることを証します。

令和 年 月 日

使用 者 住 所 (本人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏 名 (本人にあっては、名刺及び代表者の氏名) 印

被使用 者 住 所

氏 名 印

記

1 業 務 管 理 者 (薬剤師・登録販売者・)

勤務薬剤師 (常勤、非常勤、派遣)

勤務登録販売者 (常勤、非常勤、派遣)

高度管理医療機器等販売業・賃貸業管理者

毒物劇物取扱責任者

2 勤務時間 午前 時 分から午後 時 分まで 常勤であること

3 勤務日 週 日 (曜日から 曜日まで)

39

できるだけ捨印
(代表者印と責任者印)
を押してください。

登記された本社の所在地、
名称、代表者氏名
代表者印

責任者の自宅住所、氏名、個人印

常勤であること

診 断 書

氏 名	性 別	男	女
生 年 月 日	年 令		

* 各項目について、該当する欄(□)にチェック印(☑)を付けてください。

上記の者について、下記のとおり診断します。

1 精神障害 精神機能の障害

明らかに該当なし

「明らかに該当なし」の欄に印がつけられない場合においては、
診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況
(できるだけ具体的に、詳細にのべて別紙も可)

2 麻薬・大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒

なし

あり

診断年月日 令和 年 月 日

医 師	病院、診療所又は 介護老人保健施設 等の名称	
	所 在 地	TEL
	氏 名	印

<毒物及び劇物取締法に基づく届出用>

40

精神機能の障害、麻薬・大麻・あへん又は覚せい剤の中毒者に該当するかどうかに関する医師の診断書

チェックが入っているか確認

発行後3か月以内

記名押印を確認

**できるだけ捨印（責任者の印）
を押してください。**

捨
印

宣 誓 書

私は毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号
に該当
しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住所

氏名 印

東京都知事 殿

41

**法第8条第2項第4号に該当しない
ことを証する書類**

責任者の自宅住所・氏名、印

(6) 返納届について 施行細則

- ・業務を廃止した後**すみやかに**届出してください。
- ・指定書を添付します。

(7) 特定毒物所有品目及び数量届書について

法第21条

- ・業務を廃止した時に特定毒物を所有している場合は**15日以内**に届出が必要です。
- ・この場合は、**50日以内**であれば、現に所有する特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者または特定毒物使用者に譲り渡すことができます。

返納届の記載例

できるだけ捨印を押してください。

捨
印

第6号様式

特定毒物使用者指定書返納届

指定を受けている 特定毒物の名称	リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
指定書の番号 及び年月日	指定番号 第〇〇号 令和〇年〇〇月〇日
返納の理由	特定毒物取扱不要のため
備考	

①指定書のとおり記載してください。

43

上記により、特定毒物使用者指定書を返納します。

令和 年 月 日

①提出年月日を記載してください。

住 所 東京都新宿区百人町三丁目 24 番 1 号

法人等の団体にあつては
主たる事務所の所在地

氏 名 都庁薬品株式会社
代表取締役 東京 太郎

法人等の団体にあつては
名称及び代表者の氏名

印

東京都知事殿

②代表者印を押印してください。

44

問合せ先

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-24-1 本館1階

東京都健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課

- 薬事審査担当（書類の申請・届出に関すること）

電話 03-5937-1027（直通）

- 流通・毒劇物指導担当（立入調査、構造設備、表示、事故等に関すること）

電話 03-5937-1028（直通）

【FAX番号】 03-5937-1043

【 e-mail 】 S0000321@section.metro.tokyo.jp

申請受付時間

【期間】 月曜日から金曜日まで

祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

【時間】 午前9時から午後5時まで

45

お役立ちホームページ

- 国立医薬品食品衛生研究所のサイトで検索

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kennsaku.html>

- 毒物及び劇物取締法Q & A

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situmon/qa.pdf>

* 申請・届出様式につきましては、薬事審査担当へ請求ください。

46